

# 障害者雇用状況報告書記入方法の 説明会の開催について

「障害者雇用状況報告書」に虚偽の報告、又は提出をしなかった場合には、障害者雇用促進法第86条第1号の規定により30万円以下の罰金が課せられます。

障害者雇用状況報告書の記入の仕方について一緒に確認してみませんか？

初めて提出  
される方も

提出されたことが  
ある方も

※記入が終わったらそのまま  
ご提出いただけます。

**障害者雇用状況報告書が入った緑の封筒を  
持参のうえご参加ください**

- ★事業所全体の従業員の人数はわかりますか？
- ★雇用されている障害の方の人数はわかりますか？  
うち（週の所定労働時間が30時間以上の勤務の人）  
（週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の勤務の人）
- ★障害者手帳をお持ちの方はいますか？

開催日時：2024年6月4日（火）14：00～15：00

会場：高松サンポート合同庁舎 **南館101会議室**

お申込先：〒760-0019 高松市サンポート3-3 3

高松サンポート合同庁舎北館3階

香川労働局職業安定部職業対策課 (087-811-8923)

E-mail : [taisakuka-kagawakyoku@mhlw.go.jp](mailto:taisakuka-kagawakyoku@mhlw.go.jp)

リモート(ZOOM)でも参加できますので、ご希望の方は上記メールアドレスにご連絡下さい。後日、招待メールをお送りします。